



OSAKA JONAN
JAPAN

ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創立 1969. 5. 30
幹事 小原一真

会長 村上泰啓
会報委員長 泉浩一

Rotary



Rotary Opens Opportunities
ロータリーは機会の扉を開く

2020-2021年度国際ロータリー会長 ホルガー・クナーク

R 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2477

2021-2-19

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
<https://osakajonan-rc.org/>
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本日の例会

2月19日(第3例会)

●例会場

リモート(Zoom)
シェラトン都ホテル大阪 5階 カトレアの間

●卓話 「コロナワクチンについて」

浅井 晃プログラム委員長
(プログラム委員会担当)

●年次総会 例会終了後~

次週のお知らせ

2月26日(第4例会)

●例会場

リモート(Zoom)
シェラトン都ホテル大阪 5階 カトレアの間

●卓話 「税務調査あれこれ」

梅崎道夫会員

●次年度理事会 13:30~14:00

シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ

次々週のお知らせ

3月5日(第1例会)

●例会場

リモート(Zoom)
シェラトン都ホテル大阪 5階 カトレアの間

●卓話 「大阪城南ロータリークラブの当面の課題について」

小林正啓会員
(プログラム委員会担当)

先週の記録

2月12日(第2例会 Zoom)

●出席報告

出席会員 34名 (内免除会員 7名)

会員総数 44名 (同上 12名)

ゲスト 0名

ビジター 0名

計 34名

ホームクラブ出席率87.18%

11月27日(第4例会)補正出席率100%(MU5名)

◆会長の時間◆

皆様新年おめでとうございます。会員の皆様方には良いお年を迎えることとお慶び申し上げます。また、本日のハイブリッド例会に多数お集まり頂きましてありがとうございます。

2月8日に「例会再開のお知らせ」でご案内申し上げましたが、「大阪城南ロータリークラブでもリモート例会を開こう」ということになりました、本日リモート例会を初めて開催させて頂きました。

世の中新型コロナによります自粛、自粛の大合唱です。当社も「ぐにじま」でテニスコートを大阪市から賃借して運営しております。通常午後10時までの営業を午後8時までに営業自粛をするよう大阪市から要請されそのようにしています。時間短縮による家賃の減免はありますか?と聞きましたら、そちらの自粛ですから減免はありません。とのことです。ちゃっかりしています。

世の中はこのように自粛ムードですが、これに負けずにロータリー活動を頑張りたいと思い、リモート例会を開催をいたしました。開催により少しでも感染防止とロータリー活動の両立を図って参りたいと考えております。

このリモート開催に当たりまして、IT推進委員会の山本(智)委員長はじめ委員会の皆様のご協力を頂きました。ありがとうございます。

会員の皆様もリモート開催につきまして、ご質問等あればIT委員会にお問い合わせください。次週以降のリモート正式な総会、例会を充実していきたいと存じます。ご協力の程よろしくお願ひいたします。

◆幹事報告◆

- ①今月のロータリーレートは1ドル104円です。
- ②2021-2022年度ロータリー手帳をご希望の方は事務局までメールでお申し込みください。1冊600円+消費税で2月24日(水)が締切りです。
- ③次回例会終了後、年次総会を開催いたします。
- ④以下の事項について理事会にて承認されました。
 - (ア)遠田会員のご子息を入会候補者とすること。
 - (イ)メーキャップについては当面3ヶ月、例会欠席者を出席扱いとすること。
 - (ウ)国際奉仕委員会担当のフォーラムはコロナ禍の影響により中止すること。
 - (エ)米山奨学生について、今回は受け入れないこと。
 - ⑤iPS細胞研究所への寄付について、社会奉仕委員会濱田委員長より報告があります。
 - ⑥世界大会はコロナ禍によりWEBでの開催となります。

平和と紛争予防 / 紛争解決月間

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

◆ 委員会報告 ◆

社会奉仕委員会 濱田由弘委員長

50周年記念事業の1つでiPS細胞研究所へ300万円を寄付する事業があり、寄付の方法としては3年に分けて1年で100万円ずつとなっております。今年で3年目100万円寄付となります。

2021年2月5日のWEB理事会にてiPS細胞研究所への100万円寄付について承認されました。寄付の方法としては前年度中谷年度と同じ方法をとり、会員の皆様から10,000円ずつ頂き、残りを社会奉仕委員会の予算の中から支しします。

今年度の会員数は45名(遠田さん入会含む)×10,000=450,000円、社会奉仕委員会から残り550,000円で合計金額1,000,000円となります。皆様よろしくお願ひいたします。

卓話

2月12日〈第2例会 Zoom〉

「ハラスメントのない職場環境の構築」

元氏成保会員

弁護士として、多くの事業者から日々の業務に関連する法律相談を承っていますが、その中で類型的に多いのが、労務に関する相談です。そして、労務の中で近年急激に増加しているのが、ハラスメントに関する相談です。

よく、「この行為がハラスメントに当たりますか」という尋ねられ方をしますが、そもそもハラスメントというものが法的には曖昧な概念であり、その問い合わせに対して明確に回答することは困難です。ハラスメントが行われた場合、行為者と被害者との間では刑事(告訴)、民事上の問題(慰謝料請求等)が、会社と被害者との間では使用者責任の問題が、会社と行為者との間では懲戒処分の有効性の問題が、会社と行政との関係では措置義務違反(行政指導等)の問題が生じることとなり、法的にはそれぞれの問題を検討することになります。

男女雇用機会均等法は、セクハラを「対価型」(職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者が解雇、降給、減給等の不利益を受けること)と「環境型」(職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること)の2類型として、それらについて事業者に対する措置義務を課しています。

また、今般、パワハラについても同様に事業者に対する措置義務が課されることとなりました。パワハラとは、優越的な関係に基づく、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害すること(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)の3つの要素を満たすものと解されています。

企業としては、事前に就業規則等によるハラスメント禁止の周知徹底は相談窓口の設置、研修等の実施などといった対策を講じることが発生した場合には、丁寧な事実関係の調査と加害者及び被害者に対する適切な処置、再発防止対策など措置を講じることが望まれています。



▲2月12日 例会



▲2月12日 例会

にこにこ箱

2月12日(第2例会Zoom)

・コロナの影響で年末、皆様へご挨拶と御礼を申し上げることが出来ませんでした。皆様11年間のクラブライフ、本当に有難うございました。
村上武史様

・新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

村上(泰)会員

・本日、初の卓話です。よろしくお願ひいたします。

元氏会員

(編集担当 泉)

会員増強にご協力を!!